

有効期間満了日 令和9年3月31日

熊組対第709号

令和3年3月29日

熊本県暴力団排除条例に基づく少年に対する教育等の実施について（通達）
見出しのことについては、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号。以下「条例」という。）第22条（少年に対する教育等のための措置）の規定を受けて、「熊本県暴力団排除条例に基づく少年に対する教育等の実施について（通達）」（平成29年12月21日付け熊組対第3367号）に基づき、少年が暴力団の悪影響を認識し、暴力団に加入せず、暴力団員による不当な行為による被害を受けないようにするための教育（以下「暴力団被害防止教育」という。）に取り組んできたところであるが、今後も引き続き、下記のとおり実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。なお、本通達の施行をもって、前記通達は廃止する。

記

1 暴力団被害防止教育の必要性

暴力団は現実に社会に対し多大な悪影響を与える存在であるが、日常生活の中では、暴力団員を主人公とした映画、雑誌等が多数存在し、一部では暴力団を美化する風潮があるなど、暴力団に関する事実が歪曲して伝えられ、それらの影響を受けやすい少年が、暴力団に対する誤った認識を持っているケースが見受けられる。

また、最近の暴力団情勢は、構成員等が減少傾向にあり、暴力団が組織の維持拡大を図るため、大麻や覚醒剤等の薬物の入手等を通じて、少年にその触手を伸ばすおそれがあるほか、厳しい規律もない、いわゆる半グレと言われる準暴力団に、暴走族を介して少年が安易に加入するおそれもあることから、周囲の環境に影響を受けやすい少年に対し、暴力団等の真の実態を認識させた上、暴力団犯罪に巻き込まれたり、暴力団等に加入することを防止する必要がある。

2 取組方針

条例第22条の規定は、県（熊本県教育委員会及び熊本県公安委員会（警察）を含む。）が、暴力団被害防止教育が行われるよう必要な措置を講ずること、少年の育成に携わる者が、暴力団被害防止教育が行われるよう、助言、指導その他の必要な措置を講ずること及び県が少年の教育に携わる者に対し、暴力団に関する知識を有する職員の派遣、情報の提供その他必要な支援を行うことが規定されている。

そこで、学校等の教職員等少年の育成に携わる者の暴力団に関する知識の有無に鑑み、県警察は、

- 警察官及びスクールサポーター等（以下「警察職員等」という。）による少年に対する暴力団被害防止教育の実施
 - 少年の育成に携わる者が暴力団被害防止教育を行えるようにするための教養、情報の提供及び知識の醸成等（以下「教養等」という。）の実施
- を今後も積極的に推進していくこととする。

3 暴力団被害防止教育等の対象者

(1) 少年

条例第22条第1項に規定する学校（学校教育法第1条に規定する中学校、義務教育学校（後期課程に限る。）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）に限る。）の生徒若しくは学生又はこれらに相当する満18歳に達するまでの者

(2) 少年の育成に携わる者

学校教育法に定める学校の教職員やPTA等の関係者並びに勤労青年福祉法にいう事業主その他の指導的立場にある者や学校と同じような性格を持つ機関・団体の関係者

4 暴力団被害防止教育等の方法

(1) 警察職員等による少年に対する教育

ア 中学校及び高等学校等の生徒

中学校及び高等学校等における暴力団被害防止教育については、原則として既に実施している非行防止教室、薬物乱用防止教室及び暴走族加入阻止教室の時間枠を活用し、講話等の時間の一部を使って暴力団被害防止教育を実施することとするので、これらの教育機会の場において、暴力団の実態やその悪質性を生徒に指導すること。

なお、必要に応じて暴力犯担当係等の暴力団対策について専門的な知識を有する警察職員等を派遣するなどの措置を取ること。

イ その他の少年

学校と同じような性格を持つ機関・団体の関係者等から少年に対する暴力団被害防止教育の要請を受けた所属にあっては、専門的な知識を有する警察職員等を派遣するなど、要請に積極的に応じるよう努めること。

(2) 少年の育成に携わる者に対する教養等

ア 学校等の教職員

非行防止教室や暴走族加入阻止教室等の機会を利用した教養等を実施すること。

また、地区学校等警察連絡協議会、校長会等の各種会議を活用するなどして、学校関係者に対して暴力団被害防止教育の趣旨等を十分説明し、暴力団被害防止教育が活発に実施されるように理解と協力を得ること。

イ 保護者

PTA総会や各種保護者会等に専門的な知識を有する警察職員等を派遣して教養等を実施すること。

また、各警察署において実施中の「肥後っ子をまもる保護者教室」を活用し、これらの講話等の時間の一部を使って保護者に対する教養等を実施すること。

ウ その他の者

その他、少年の育成に携わる者から暴力団被害防止教育に関して支援の要請があった場合には、条例の趣旨及び必要性に鑑み、可能な限り要請に応じるよ

う努めること。

5 留意事項

(1) 教材の活用と講話方法の創意工夫

受講者の年齢、学年等に応じて理解しやすい講話内容となるようリーフレット、DVD等の教材、組織犯罪対策課公開キャビネットに公開している講話資料等を活用し、対話式教育方法を導入するなど講話方法に創意工夫を凝らすよう努めること。

(2) 慎重な事例の引用

事例の引用等に当たっては、暴力団員の子弟も聴講することが予想されることから、プライバシーを侵害したり、少年の心理に悪影響を及ぼす不適正な発言に注意し、抗議・紛議事案に発展することがないように十分に配慮すること。

6 結果報告等

略